

午後 2 時18分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、18番実藤輝夫議員の質問を許可します。18番実藤輝夫議員。

（18番実藤輝夫君登壇）

○18番（実藤輝夫君） 18番実藤輝夫でございます。きょうは傍聴者の方が先ほどの議員あと、3分の2以上退席されまして気合が少し抜けておりますけれども、内容につきましては非常に重要な課題を質問したいと思っておりますので、インターネットで聞いておられる市民の皆さんはぜひともそのあと御講評いただきたいと思います。

先般行政視察で秩父のほうに行きまして、秩父市のほうで木質バイオマス再生エネルギーというのを視察いたしました。この問題につきましては費用対効果、費用に対してどれだけの効果があるのかという面から見ますと、そうさほどの大きな事業ではなかったと思います。しかしながら、そこで感じたことはそれぞれの日本全国の地方自治体で今日抱えております再生エネルギーの活用、利用というものを取り組んでいる、そのような姿勢を感じてまいりました。事業の大小はともかく、その地方自治体における知恵を結集して未来に向かって再生エネルギーを自分のところで生み出していくというようなことを感じてまいりました。ここに全国市議会の旬報を持ってまいりました。11月15日、先般これが配付されました。議員の皆さんも十分に見られたと思いますけれども、久留米市です。遠くに行かなくてもこの久留米市で今回、メタンガスの再利用において新しい電気消費削減を目指した取り組みがなされている。私はこれを見たときに衝撃を受けました。新しい事業転換の中でこういうものを荏原製作所と一体となって考え出し、試行期間を経ながら来年は電気消費量で2,700万円削減するそうです。ことの良し悪しは別として、先ほど申しました費用対効果もこの中には詳しく書いてあります。ことにあたって私どもは歴史的ないろいろな経過の中で今日やっていかなければならない課題が山積しておりますが、もう一方で新たな未来に向かって市長を中心として、職員一丸となって、そしてまた市民代表である議会の私どもも、ともに知恵を振り絞って勇断をもって行っていくべきであると。このように感じたところでございます。

先ほどの朝農跡地活用利用につきましても、日本全国で紹介されるとはいいませんが、将来の朝倉市にとって誇れる、そしてまた自信を持って次の世代に渡せるような事業がなされればと思っております。これから文化村の活用、その他の問題につきましても宝の山といわれるような財産を持ちながら、これからの朝倉市に今回の議会でも多くの議員の皆さんが指摘したように、夢の持てる、誇りの持てる朝倉市をつくっていかなければならない。このようなことを感じたところでございます。

以下、今回の私の一般質問は20年間の議員生活におきましても、このような問題を取り上げて論じていくというのは初めてでございます。視点が違うわけです。行財政改革で行う場合には財政を立て直し、行政の質を向上させる。これを中心としてまいりましたが、

今回は一定の問題を起こし、この問題についてどう対処していくのか、2つの視点、一つは再発防止、もう一つはこのような問題が起こったときに、市長を中心としてどのように展開をしていくのか。ことの処理にあたっていくのか。この後半の部分について、私は私なりの見解を述べ、これまでの経過に対しまして市長、副市長に問いただしてまいりたいと思います。

傍聴席の皆様もインターネットでお聞きになっている皆様もこの問題は非常に微妙な問題でございます。職員資質の向上、そしてまた行財政改革のために職員に対する目は厳しいものがございます。私もそういう視点でこれまで言ってきました。しかしもう一方、朝倉市を支えるのは専門職である行政のスタッフ、職員であるということも間違いない。いかにこの人たちを活用し、知恵を出させて行政サービスを向上させていく、そのようなシステムなり指導というものを必要としていると思います。そういった視点において今回の質問はいたしますので、以下、質問席より質問を続行いたします。

(18番実藤輝夫君降壇)

○議長(手嶋源五君) 18番実藤輝夫議員。

○18番(実藤輝夫君) 通告いたしております、高額療養費未請求問題について。

これは非常に内容が複雑で難しい問題でございますので、私が承知しております事件の概要、あるいは制度の問題を私から述べるよりも市のほうから述べてもらったほうが傍聴席の皆様も含めて、インターネットで聞かれている皆様もよく理解ができるのではないかと思いますので、まずもって市長に問いただす前に市のほうの幹部の方から御説明をいただきたいと思います。

○議長(手嶋源五君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(青笹祥子君) 公費高額療養費未請求の問題につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、健康保険の制度に高額療養費の制度というのがございます。これは病院などの窓口に行きまして、支払いました医療費の自己負担の額が1カ月に一定の限度を超えた場合、その超えた額を本人の請求に応じまして保険者、これは加入しております社会保険とか共済組合保険とか健保組合とかでございますけれども、それが支給する制度でございます。また、医療費の助成制度に公費医療助成制度というのがございます。これは乳幼児医療、それからひとり親家庭等医療、重度障害者医療、この3つの医療につきまして、これに該当する方の医療費を県と市が助成をしているものでございます。細かくは3つの医療で自己負担額がそれぞれ違ってございますけれども、例えば朝倉市の就学前の乳幼児ですと窓口での医療費の自己負担はございません。その自己負担の分については市と県とが助成しているということでございます。この医療費に該当する方につきまして、本来は先に申しました高額療養費、この方にも該当する場合がありますけれども、この部分も含めて市が立て替えをいたしておりますので、この分については後日、本人の委任状をとって市のほ

うが健保組合とかその保険者のほうに請求して市の歳入として受け入れという仕組みになっております。

今回の問題といたしましてはこの保険者への請求事務というのを3年間怠っていたということがわかったものでございます。保険者への請求の時効というのは2年間でございますので、この既に時効となったものがあって、この期間の分はもう請求ができないということで、このまま市の損失となったものでございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） この問題はですね、私も20年間以上議会に席をおいておりますが、個別の問題としてこれを取り上げて審査するということはありませんでした。なかなか制度の中身を聞いても一遍ではわからん。まあ、簡単に私なりの承知をしている範囲内で今後の議論の展開を進めるために整理をしておきたいと思いますが、高額療養費のうち3割負担は私どもにありますけれども、その中に高額であるために3割の中の一定収入に応じて個人負担をする。その中にですね、多い分については市が一たん立て替えますけれども、それを保険者が残りを返還してくれるという制度ですね。単純にこういうふうに考えますとわかりやすいんですが、なかなか現実の運用では難しい。それが今回は公費の前に、先ほど話した障害者とかあるいはひとり親家庭、その3の公的補助を受ける対象者に対しましてですね、これが本人負担がほとんどない。これは公的法令によりまして、これは500円ぐらいでおそらく終わるというふうに聞いておりますけれども、本人負担分の約22%ぐらいに対して県の補助が2分の1ありまして、そしてまた市がそのうちの2分の1を負担する。その、これも代わって代理請求という形で市がやるわけですね。その請求をミスったということによりまして、保険者からお金が戻ってこなくなったと。で、3年間やったなかで時効が2年ということですので、その2年のうちの部分が平成19年の1月から平成20年の2月まで、1年2ヶ月にわたってちょうどその時効期間に当たってしまったと。その損害金が市が約1,000万円、県が約1,000万円。そして賦課金が出されて375万円という金額が、約2,400万円の損失を被ったという事件です。まあ、事件というよりも未請求、請求ができなかった問題です。これについて、もちろん職員の怠慢、あるいは不祥事件といえますかこういう問題ですので、これを看過するということにはなりません。基本的には私もこれについては厳しい態度で処していかなければならないという基本的な考えは持っております。しかしながら、じゃあすべてその職員たちだけが負担していかなきゃならないのかという問題につきまして、若干の疑問を呈しております。登壇して言いましたように2つの問題があります。一つは再発防止、これをどうしていくのかっていうのが非常に重要な課題です。もう一つはこの種の問題が起こったときにどう対処していくか。これについて私ども全協で8月16日に初めてお聞かせをいただきました。その中で説明があり、先ほどのようなこれからずっとその後話がありましたが、なかなか理解し得にくい中で御質問ありませんかという話の中で、こういう方針でやりますという説明がございました。

ここからは、私の質問をスタートしていきますが、まずもって市長としてですね、私も議会のほうに報告をされたとき、この問題について市長としてはどのような感じ、お考えを持っておられるのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 非常に残念であるということ。それとですね、余りにも金額がですね、いわゆる市の被った金額が大きいということですね、もちろんこれについてどう対処すべきかということですね、まず考えまして、それとあともう一つ考えたことはですね、実際事務的にされてなかったのが平成19、20、21年なんです。で、時効になっていたのは19年度分。ですから一刻も早くですね、そのまま放っておきますと平成20年度分も時効になる心配がございましたんで、まず時効にならないようにその手続きとあわせてですね、いわゆるこの平成19年度分の金額の確定というものをですね、やらなきゃならんということでその部分をですね、担当にですね、指示をさせていただいたということであります。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 全協で報告があったのが事件の概要と同時にですね、どのような形でこれを処理していくのかという中で、この損害が発生した分、県への返納金と市の負担分、それから加算金、その2,400万円に対して自主返納をさせるということで話はですよ。

あ、私が今から質問する内容の、私の質問は全員協議会の中でやりとりをした中身です。議会事務局を通じてテープを2回聞いて、そして必要な分についてはこうして起こしてですね、質問をしております。言葉のやり取りのいきなりではなくてですね、やりとりではなくて、この事実に基づいてやっておりますので、その発言がどうだこうだというのはこの質問についてはやめて、そういうことがあったんだということですね、その事実に基づいてどう考えていくかと言うことをぜひお願いしたいと思います。水掛け論にならないように。

この8月16日の全協でですね、いろいろ、るる説明がありました。その中でですね、議員の中からも再発防止、下水道問題もありましたので再発防止をすべきであると。どのように考えるかっていうのが中心的な話でございまして、それは非常に重要な課題で、それでこれは10月の全協までの間に再発防止案については出すと。そういうことで、私も了解をいたしました。もう一つの件につきましてですね、この自主返納についても含めてですけども、部課長がですね、そのときに陳謝したんですね。やっぱりこの自分たちの同僚が不祥事件を起こしたとそういう思いの中から陳謝したときに、私がそのあとに市長は副市長も含めて部課長が陳謝したのに陳謝しないのかというふうな言い方をしましたら、責任を感じていないと思っているのかということと言われまして、責任は感じておるけれど、陳謝すればいいという話ではないということで最終的には陳謝されずにその席は終わります。

した。傍聴席の皆さんも全員協議会というのはですね、非公式機関で現実的には非常に重要な議会の討議機関になっておるんですが、限界がありまして、こういう一般質問のように与えられた時間ありませんし、その人間、一人の議員が数回もわたってやるとですね、ほかの議員からも大概やめとけというような目で見られる形が出てまいります。非常に残念な、討議する機関がなかなかない。それで私は一般質問でやるという形でその場でも、そのあとも言いました。

で、陳謝しなかったということについてですね、責めを負うということではなくて、この種の問題が前市長、副市長の時代に起こったんだと。で、これについて自分に対してはどうかという問題を問うたわけではありませんで、現実の会社でもそうですが、前の組織体の幹部、あるいは長のときに起こった事件に対してでもですね、現在その職についておればその株主、あるいは市民に対して陳謝してもいいんじゃないか。そういうリーダーとしての心がまえ、あるいは考え方があっていいんじゃないかという形で私は質問いたしております。テープを聞いていただければ十分にわかりますので、それについて陳謝されずにいました。

この点について市長はどのようにお考えになっておるかをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） その前にですね、自主返納の件で確かに私はそう申し上げましたが、それとともにですね、市民にこの分のですね、税金という形で迷惑をかけるわけにはいかんということも申し上げましたんで、その点もですね、あわせて言っていたかないと困るなということだけ一言言わせていただきたいと思います。

それと陳謝の話です。確かに当時私は市長の席にいなかったんで管理監督責任はないと。これはもう本当に言いました。ただ、今言われるようにですね、その組織の中に見つかったときの市長ですから、その分についてですね、市民に対してこれ申しわけないという気持ちは十分持っております。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） このやりとりはですね、市長は市長なりの考え方で、先ほどこういう問題が起こったときに税金で補てんしないと。これは一つの考え方でし、その点について私は全協で問題提起をしたことはない。しております。

で、問題はですね、この自主返納についてはひとつの方針として出され、そして6月二十何日かにですね、皆さんが集まってそれで話はついたと。副市長のほうからでした。

しかし、8月16日の時点におきます流れからすると、私どもも含めて情報が非常に少ない。で、これがですね、今後の問題になるわけですが、そのあとですね、陳謝問題を取り上げるんですが、先ほど申しましたようにこれから先、こういう事件が起こってはいけないんですけれどもね。やっぱりそういうことが起こったときに、トップとして、あるいは幹部としてどう対処していくかという考え方は極めて重要である。それに基づいて職員は

動きますよ。私が職員であるならそうです。やっぱりそういった態度がどこに見えてくるかということが、この間もずっと職員の資質の問題を問われていますけれどね、私たちは言う立場ですけど、受ける立場からするとですね、ものを言えなくなるんです。すみじきものは宮仕えといいましてね、なかなか大変。一たん立場が変わりますと、そういうことを言える立場になりますけれども、自分は見ましたらね、やっぱり未熟な、いつミスを起こすかわからない普通の人間ですよ。ただその職業に対しては一生懸命熱意をもってやるというだけ。これだけは皆さんもだれもそれぞれの人たちが間違っていない。負けないという自信はあると思います。その陳謝もですね、したあとに、この実は余りこう公表すべきでもないんでしょうけれどもね、主観が入っていますからその部分はおいて、これ、私の発言に対して書かれているところがあるんで、これはきちんとしておかないかん。ここで謝罪をっていうことになりましたら、そのことである議員が部長たちは謝罪したけれども市長からは謝罪の言葉がなかったことについて市長にただしたところ、市長は開き直るように何で私が謝罪しなければならないのかというような態度で最後まで謝罪の言葉はなかった。そのとおりです、テープを聞いてください。これはその後おちがあるんですが、副市長がですね、会議で謝罪した部長たちを呼びつけ市長が謝らないのに何で謝ったりするのか。あなたたちが、これあんたたちと書いていますけど、あなたたちが謝ったから某議員は、私のことです。市長を追及したのではないかと、この文章では烈火のごとく激怒したと書いてありますけれど、一応そういうことが言われたのでしょうか。これが事実かどうか、ここについてちょっと副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 全員協議会が終わりまして、市長、副市長の対応とあと関係部長の陳謝っていうのはそういうふうな状況でしたんで、両部長に対してはですね、今後その朝倉市として、要するに先ほど市長申し上げましたように、謝ることについてはある意味簡単なんでしょうけれども、まず今後このような問題が起こらないようにするには何が大事かと。そこを考えないといけないんだと。そういった中でややもするとすぐすみませんって言って物事を収めようとしてしまうようなことになってはいかんと。ですから、大事なことは今後このようなことが起こらないようにするためにはどういうふうにすべきかということですので、10月までにそのことをきちんとまとめていきましよう。ですから、部長たちについても謝って場をこう収めて、それで物事を終わらせるっていうことではなくて、きちんと考えることが必要だということで両部長にはお話をしました。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） まあですね、副市長の立場からすると今のような答弁でしょう、その場にいませんのでね。でも、私が6月からいろいろこう聞いている話、そして今回この問題はきちんとしておかないと職員にとってもあとまで、最後まで行きますので、私の質問を最後まで聞いていただかないと、私が何を言いたかったのかっていうのが十分に理

解していただけないと思うんですね。

私が期待をしておった一人の課長がですね、ことしの4月に人事秘書課長になって就任以来4日目に登庁してこなかった。来なくなると。いろいろな事情はあるんでしょう。しかし、私は他の議員、前の議員も含めて職員間にも聞いても、みんな非常に職員として高く評価しておる。これが将来のまさに幹部になるであろうという期待もしておりましたが、そういうことが起こりました。その他にもいろいろ聞いております。これについてですね、私は今のような答弁が実際になされたのか。あのときの雰囲気からですね、引きずっていくなれば、私が副市長の立場であるならばですね、烈火のごとくまでとは言いませんが、かなり厳しい叱責をするでしょう。そして、今のような理由で頭を下げてはいけないというような部長2人ですか、やはり自分たちが失敗したことについてはですね、まあ仲間です。仲間が失敗したことについては心から同僚としてわびたいという気持ちがあったんではないですか。この問題で軽々に頭を下げてことを収めるような態度ではだめですよっていう話じゃないでしょう。その話は再発防止をするか、しないかという議員も含めて論議されて、私も10月でこれをやると。出てこなければという話だったんです。だから、謙虚にですね、私は部長は、課長も含めて謙虚にですね、こういうことで仲間が不祥事件を起こした、これについては市民の代表である議員の皆さんにおわびしたいという気持ちだったと。これが大事なんですよ。だから私はこういう質問をしとるわけです。あなたの部下の中にですよ、そんな気持ちを持たない職員がいますか。今、副市長が答弁したようなことで陳謝する人はいませんよ。人間としてわびるという気持ちはみんな持っているはずだ。それを大事にしてやるということのほうが大事じゃないですか。で、市長はですね、やはり普通の常識から考えて、やっぱりどの社会でも自分が在職しているときに起こった事件ではないけど、そのあとに在職したんだったら、やはり陳謝して何も問題はない。それこそ私はさすが森田市長だなと思うような気持ちでした。それに、あの私の質問に対して、テープ聞いていただいたらわかりますが、ものすごい反論がなされておりますよ。私もびっくりしました。あそこででね、やり取りすれば、私とあなたのけんかみたいな形になってしまうんで、これは私が引き下がらないかんということで黙ったわけですね。テープ聞いてもらったらわかります。そのような状況です。議員の皆さんもそのときにおられたんで。

この問題について、次の問題が出てきます。

陳謝したがいいか、しなかったがいいかっていうのは、私はするべきであると。そして、先ほど職員が陳謝した気持ちを汲んで、私は二人と話をしていませんからね、だからわかりませんよ。しかし、そうであろうというのが人間としての通常の考え方であろうと。それを斟酌したいと。そうするとですね、もう一点出てきます。今問題をやってもそれほど益がありませんので、次の問題ね。

そのとき自主返納の問題で、これはですね、もちろん税金でそれを補てんする方針はと

らないと、それも言われました。私はそれには是ということです。ただし、自主返納金の範囲とだれがどの範囲で、そしてどれだけの金額にするかということが重要な課題になってまいります。議員の立場からするとですね、それは市長の考え全面賛成の人もおるでしょうし、加算金もですね、あのときすぐにですね、出てきたというよりも10月24日の段階で出てきたわけですけども、私どもは中身がわからんままにですよ、高額療養費の制度上の問題も深く詳しくわからんし、なへんにこの問題があるのか。そしてそれがどういうミスをしたのかその時点でわかったんですね。そしてその時点でもですね、本当に十分にわかった人が何人おりましたかね。私の能力がたいしたことないから、はあ難しいなこれ、なかなかあとからもう一回調べ直さないかんっていうような中身でした。そして、それから先こういうことが起こったということで新聞に出ましたので、そしてその自主返納についてもやっぱりそれに関連する人たちがおりましてね、それで心配して私のところに電話かかわって来たり、相談に来られた方もおります。本人ではありません。間接的な方が来られて。そして、そのときにですね、じゃあこれは本当に全額この7名の範囲、現職が3名、これは処分対象になっております。そのほかりタイヤして今生活されておる方もその当時の関与者ということで範囲になりました。で、6月26日まで、このいろいろな話を聞いてみますとですね、その関連者が呼ばれて6月26日の時点で判をついたということで、副市長はまさに全員納得ずくでやったと言うんですけども、私もいろいろ経験してきましたね、副市長、64歳になりましたが、まあおそらく悲しみ、苦しみ、喜びも含めて、特に悲しみ、苦しみは市長、副市長よりも私のほうが多いんじゃないかと思いますよ。それはもういろいろありましたから。そういうときにですね、状況の中において自分が失敗をした、失策をした。責任は私にあるということを自分で思い、その感覚で言われたらですね、いやあ待てと。裁判しますという私にはここまで入る気持ちはありませんよ。そういう人はほとんどいない。普通はですね、いや本当にそうだ。一番考えるのは自分のこともさることながら、親、兄弟、あるいは身近な周りの人、いろんな人に迷惑かけるんじゃないかと。私もそういう経験ありますから、一番最初に浮かぶのは自分のことよりもそういうことですよ。そうしますとですね、事をここで収めないかんと。言われたとおりにしておかんと事が大きくなるんじゃないかということで泣き寝入りをする可能性が非常に多い。そういうことではなかったのかというような、副市長がいくらですね、答弁されてもね、その人たちの心情までわかるはずはない。しかし、それがわからなかったら長とはいえない。そういうことを斟酌しながら発言をしていくというのが人の上に立つ人間の最低の、あるいは必ず必要なやり方ではないでしょうか。そして、自主返納がなされた。それで8月16日の全協でこの方針でやるという話でどんどん話が進んでいきました。その前提にはですね、8月10日、これが不祥事件が起こって以来かなりの日数を経過しているんですが、かなりの日数が、これも議会報告が前市長のときの、私も、それまで以前もそうですが、そういう問題が起こったら、状況が確定する以前にですね、こういうことが起こり

ましたと。詳細につきましては後日改めて御報告をいたしますというのが、私が承知しておる執行部と議会との関係でした。違いますか。皆さんもとにかく申しております。県議会はわかりませんけれどね、5期おられたんで。市議会2期おられましたんで。いろんな問題が起こったら議会に報告しろっていうのはずっとこれは一つの大きな課題です。議会尊重、市民代表であるのを尊重するっていうことです。これがですね、市長の報告があったのが平成23年2月になっていますが、事件が起こったのはその1年ぐらい前ですよ。その2ヶ月ぐらい前に副市長……

いや、これに書いてあるんですよ、これに書いてある。市長が知らないという顔をしたから。冗談じゃないですよ、これ。そうでしょう、首をかしげないで。私が言っているのが、それだけのことを、それだけのことを言うんだから、ね、それだけ調べて発言しているわけだから。こんなことをですね、類推とか推量でされますか。人権にかかわる問題ですよ、これは。あるいは人の資質を問うている問題ですよ。だから、非常に慎重に、最初に言ったように微妙な問題でありますと断っておるわけです。

その次にですね、これは8月10日の段階で県の労働福祉部長と会ってですね、加算金その他も全部確定したということで8月10日で確定したということですね、これも加算金は当然であるという形で後日説明があっております。これは実名入りでから名前もテープに残っていますからね。その人が言った内容までちゃんと説明があっておりますから。そういう形ですね、今度は9月の段階で補正予算という形で一気に出てきました。これはいろんな事情があるにしても。で、この間に私のほうに情報が入ってきたのは8月の16日から1カ月も経たん間に補正予算がもう出てきているわけですから、9月議会で。そして、これは補正予算の性質上、これは環境民生ですかね、これに係るということで環境民生のほうで審議されて、私たちはその報告を詳しく聞くこともなく、これは議員の怠慢であるといえはそのとおりです。議案質疑のときにすればいいじゃないかと。情報がね、この種の問題でどこまで私たちが入れますか。与えられたものしかほとんど。議員の皆さんどうですか。自分で調べる以外はない。あるいはそれ以上にこの問題について心痛めた人たちの情報が入ってこないことにはなかなか自分たちでこの問題がいろいろあるね、おかしいねと思ってもそうはいかない。それで、補正予算では通りました。これも2,400万円、すべて加算金を含めた金額です。そして9月の段階でもう県負担の1,000万円何がしはもう返納されました。で、10月ですね、24日の日にまた全協が開かれまして、ここにある報告書が提出されました。この報告書の中にまったく異論がないというのは再発防止についての一番最後のほうに項目があります。これはですね、小樽市の資料も見っていますが、ここに小樽市の資料があるんです、同じようなもんですが、これインターネットにありますんで調べればわかります。これとまったく同じような中身でして、再発防止についての見解は非常に重要で、しかもこれは立派なものできています。担当部署での改善。全庁での取り組み。職場、職員、あるいは管理監督者、どうあるべきか、どのようにすべきかと。こ

れについてですね、議会は10月24日については是としているはずですが。承認ということではありませんので、全協はね。報告を受けてそれなりに皆さんが是としたと私も思っています。しかしながら、その中で出てきたのがですね、加算金についてですよ。ね。加算金が何で課せられないかんのかと。1番議員から最初口火が切られて、私がこの問題について追求したわけですが、加算金の性格というものをですね、これはもう市長が知っておられるかどうか、副市長がもう地方課におられたんで、ちょっとその点について説明してください。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 国の法律ですと補助金適正化、補助金適化法というのがありますけれど、県につきましてはその加算金、補助金適化法における加算金の規定とほぼ同様の趣旨で、要するに補助金に係る何て言いますか、返納については金利と言いますか、その加算金を課すということになっておるというふうに理解しております。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 私のほうにですね、資料が届いたりした中で、県の補助金交付要綱に基づき加算金の算出がされているがって書いてあるのをもらったのですよ。その中で18条6項ですかね、話に出ています。理由があれば減免することができるという条文があるんですね。これは説明がありました、質問が出ましたんでね。これもちゃんと、私こんな詳しいこと知っているはずがない。テープを聞いて再度起こしたんですからね。ところがですよ、この加算金は急転直下要らないと。お目こぼしっていうのが、あとでこれ詳しく市長が読み上げたんですよ。それを起こしていますので、そういう趣旨にとれます。そういう問題ではないんです。これはね、その前に北海道の小樽市が同種の事件があったわけですが、問題が、未請求事件が。それを全協でね、話しました。そこはですね、金額が、これは道庁のほう、道の北海道のほうから指摘があつて、そして小樽市があつと気づいてですね、しかも一遍目は無回答で、そして2回目にそして正直に言ってですね、そしてその問題が処理されてきたという経過があります。それでも加算金はとられていない。そこでもとられていない。今回はですね、一気にその話がいった、当然市長、副市長を中心として県との折衝が行なわれている。これが一般職員が行って話すような中身では一切ない、これは。事実そうだった。情報は天網恢恢疎にして漏らさずと言いますが、いろいろ漏れるんですよ。いろんな人がいろんなところにおりますから、県関係の人たちも朝倉市に住んでおりますし、いろんな人がいろんな情報がどっかでぼろっぼろっと漏れたのです。だから伝聞についてですね、どうだこうだという気はありませんが、その中でですね、市長、副市長はこの加算金ですね、18条6項の減免規定に該当しないと。前労働保険部長、現副知事からですね、まあ名前は伏せておきますけれど、言っても、それはもう全協では出たんですが、その方から該当しないとの県側の回答。明確に念押しがあったというようなことです。これはもう市長、副市長がこれ聞いているわけですから。で、それに

基づいてこの加算金も含めてやらなきゃいけない。じゃあ、翻ってですね、2つの問題があります。小樽市の場合は道庁から指摘されて、それに対して一度はほおかんむりをしながら、2回目は回答したっていうことで発覚したにもかかわらず加算金は課さなかった。もうとにかくきちんとしてくれよってことでしょう。北海道の気持ちまでわかりませんが。結果から見ますとそういうことですね。で、もう一つはですね、朝倉市の場合はこちらから自主申告しておるわけです。じゃあ、3年間ありませんでしたっていうけれど、県のほうの審査ミスはなかったんですか。これは市のほうからとやかく言うことはおそらくできないんでしょう。市長がですね、私がそれに聞いたときに全協の中でですね、これは県側の事務的チェックであると。市からはわからないと。これ、県が判断することだという答弁をぽんとされたんですね、私に、テープで。ほうっと思いましたよ。しかし、いつも言います。全協はですね、論争の場ではありませんから、私はそれを聞いて啞然としました。道庁でですね、そういう措置がなされているにもかかわらず県は知らなかったのかと。市長は知らなかったのか。道が小樽市に対して措置したことについてそういう問題があったということについて、県の一方的な考えじゃないですか。市長はですね、これについて県の審査ミスはなかったと言明できますか。それについてお伺いします。いえ、あなたたちに聞いているですよ。職員間ではわからん話でしょうが。トップとして答えなきゃ。職員に責任転嫁しちゃいかんよ。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 県に審査ミスがあったのか、なかったのかということを私にここで問われてもですね、そりゃ私何とも返事しようがありませんし、わかりません。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 状況証拠っていうのがあるんですね。状況証拠、御存じですか。周りのいろいろなものの形でこの人こういう事件を起こしたんだろうという。だれもそこにいなかった。見ていない。しかし、状況判断で。最近流行です、これは政治家のあれも状況判断で裁判されています。これが起こっていますね。そうするとですね、当然3年間ですよ。高額医療の未請求があったってことが県のほうの事績として出てこないのか。県はどういう審査をしておるのか。おそらくこれをですね、ここで長く話しても水掛け論になる。でもね、これを払っていかないかん自主返納しなきゃならん人にとってはですよ、自分たちがミスったことは正直に認める。皆さんそう言ったらいいです、直接会ったわけではありません。払わなきゃならんものは払いますと。しかし、何で自分たちがすべてを払わないかんのかっていう考え。市長、そう思いませんか。自分の娘がそうなったときには、自分の身内がなったときには。そういうふうにお父さんどう思いますかって聞かれたときに、いやお前が悪かったんだからお前が全部責任をとれっていう話にはならないですよ、普通は。ああそうか、市の考えはどうか、県はどうなったんだろうな。で、これについて何らかの措置はしてもらえないのか。私はね、行政書士としてね、法律相談で何十件

といういろんな問題をやってきましたよ。すべてが悪ければ100%払います、加害者が。でも、過失相殺というのがありましてね、相手方も悪けりゃですね、8 : 2、7 : 3とかいう形で処理するんです。副市長そうでしょう、違いますか。これはもう行政のプロですから。で、そういうものがあるならば、全額その職員が払わないかんという論理にはならないんです。それをもってやるのが朝倉市の市長であり副市長ではないですか。しかも、県議会5期、そして県からの出向。あなたたちにとって職員は鍛え直し、たたき上げるだけの職員ですか。「人は石垣、人は城。情けは見方、あだは敵」っていう武田信玄の言葉がありまね。副市長、知っていますか。その言葉知っていますか。武田節です。今度カラオケ行ったら私が歌いますから聞いとってください。人によって支えられている国であるという。こういう中にですね、本当にここの議会、あるいは副市長が職員研修でいろんなことを言うよりも、事が起こったときにどう身をもって、自分たち、なるか、ならんかは別、これは結果論。一生懸命やったから、やってないとは言わない。しかし、この事績を見る限りは県のほうからは一刀両断でやられてしまっている。これについて市長、どう思いますか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 加算金の話も含めて申し上げますとですね、いわゆる条例でそういう形で加算金を通常ですと徴収されます、それは当然。その中で判断としてその後全協のときにも申し上げたと思いますけれども、こちらは自主申告をしているんだから、そこらあたりを考慮してくれということについてはですね、当然県にもずっと申し上げてきて、まあそこが理解されたんでしょう、加算金については請求しないという結論に至りました。それはそれでいいんですが、じゃあ今度もう一つのいわゆる職員にすべてをとという話ですけども、要するに職員がですね、事務を的確に行ったか、行わなかったか。損失を与えたか、じゃあどこに、職員だけの責任かということになってまいりますとですね、これ非常に微妙な問題がございます。そこで私どももいろいろこの対処の方法についていろいろ考えさせていただきましてですね、職員の皆さん方が自主返納をしていただくということで一応了解が、そういう話になってきたということであります。

それで、じゃあ、そこでじゃあ全部。そのあとのやり方は別としてですね、全部そりゃあ別なところでやっぱり何らかの形でですね、応援をしたいというのは当然の気持ちです。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 私がね、いろいろな思いを含めてこの質問をしているっていうことはですね、まあいろいろ気持ちがあるんですよ。これ、やっぱ市の職員をね、厳しく、そしてなおかつやさしく一生懸命にやるようにどうやったらできるのかっていう。これは長に立つ皆さんだけではなくて、議員皆さん全員そう思っている。この2つをどううまくやるのかっていうのは。

でね、この間の状況の証拠っていいですか、この流れを見ますとね、もう自主返納は

8月10日で決まりました。全協での発言からみて加算金について今後検討いたしますというのは、私どもがおかしいではないかとただした後からですね、この問題が出てきたんですよ。それまでは一切合財が県との話し合いで加算金も含めて8月10日の話、8月16日の全協での報告、委員会への報告、補正予算への審議、そしてそのあと10月24日まで、もうここに書かれているようにですね、これは市の出した報告書ですが、そういう検討をしますなんていう言葉は一つも残っていないし、ましてやこれ報告書ですから出さないにしても、市長が本当にですね、今、副市長がそういう答弁をするんだったら、私どもが言わないでもですよ、これについては普通一生懸命しようとするならですね、選挙する立場だし、県に戻らないかんし、職員の上に立たないかん人間はですね、「努力をしている」と普通10人が10人言います。しかし、現実はいかなんだ、了解してくれと。もうこういうことだったですよ。だからおかしいじゃないかって。しかし、県の判断だって。立派にテープに残っているわけですから、その時の名前まで言われて念を押された。明確に当たらないと。じゃ、何で11月にはなったのか。11月の段階でこれが、いいですか、加算金が免除されるというふうになったの。それは市長が努力した、あるいは県議が努力した。それもそうかもしれない。しかし、私が知りえている情報ではその間に中間市がですね、同じような問題が起こった。これについて中間市のメンバーの中からもですね、いろんな意見がでている。県に飛び火するんですよ、これが。一番大きなそのごりつとしたですね、優秀なかつての労働福祉部長、県副知事がどうしてそういう考えが変わったか。県議会でね、幾ら私がここでやったって、これはもう水掛け論かもうおっせこっせの話ですよ。しかし、県の側からすると、県議会に取り上げられて、このような形で一般質問する。もっと委員会で追求をされる。県にはどうだったんだって呼び出される。そしてこの問題が明らかになり新聞でたたかれる。そうするとその職員たちが同じような責任を取られる可能性は副市長、ないことはない。こういう問題が周辺に起こってですね、私はこういう問題が、これはね、私のところに情報が入ってきた限りでも市町村は全部この問題についてね、心配した。そういう問題があるんじゃないかって。で、県に問い合わせたりしているところもある。いろいろある。そういうね、OBの人たちもいるのよ。そういう情報から見たらですね、県のミスは認めないけれども、自主的申し出によって、殊勝であるとは言わなかったけれど、書いていなかったんだけど、市長はばあっと早口で読み上げた。それを掘りおこした。加算金が減免された理由は自主的に申し出て、この問題をとらえたからというふうに市長が読み上げたものを私はここに書いている。そうするとですね、私が言おうとしている問題については市長、副市長の考え方はですね、どうも違うんじゃないか。ここは傍聴者もおるし、議員もおるし、一般の人はインターネットで見ている。それは政治家として。しかし、一番大事なもの、責任感じていないというんですか。陳謝すればいいということではないですよ。一番再度耳に入っていますけれども、それはそうです。しかし、その裏には職員を厳しく指摘すると同時に自分たちも最大限のですね、努力を図って、

これだけの多額の金額をですね、処理していくという姿勢がトップになかったら職員は身もふたもないというか、私が職員ならくびになってもいいから判こを押しますね。それぐらいの気概はあるはずですよ。歴史を見てください。自分を助けてくれて、命を助けてくれた将に対しては命をかけて恩返しをした例が幾つもあります。必要なときにしなかった将に対してはですね、いろいろなことが起こっております。私は歴史をいささか教えているというか、自分も学んで、教えることは学ぶことですから学んでおりますけれども、そういうことを考えております。

市長、この点についてどう思いますか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 県議会における推測の話も交えていろいろとお話を聞かせていただきました。私自身はですね、そりゃ言いますように、長としてまずこの問題进行处理するときにですね、要するに税金でするわけにはいかないということが現にありました。そうしますと、幾つかの方法はあるでしょう。法的に、弁護士にも相談した経緯がありますけれども、その中でですね、自主返納という形の中が一番いいんじゃないかなという判断をさせていただいた。じゃあ、自主返納という前にですね、私自身の考えですが、全部その分をですね、自主返納すると言われたからといって考えておるわけじゃないわけです。そういう面でまだいろんなハードルがあることも事実です。その中で一生懸命やっているつもりであります。そこらあたりはですね、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） いろんな市長には支援者もおりますし、心温かに期待をしている人もおります。私はいろいろありましたけれども、立場が変われば森田市長にですね、今後の朝倉市を私たちが望むようなものを牽引してほしい。私もそんなちんけな男じゃないと思っていますがね。でも、指摘していかなきゃいけないものは、指摘しないといかんのですよ。あなた、これから先も続きますよ。この選挙体制からいきますと。まあ、副市長はどうなるかわかりませんがね。みんなそう言っていますから。それは本当かどうか知りませんがね。でもね、こういうふうな考え方があった上で職員がどうだこうだって言ったって簡単には面従腹背といいましてね、まあいろんな思いを込めてですね、やるんですよ。

で、一つ提案したい。小樽市でですね、時間がもうありませんので提案したい。これは報告がですね、平成22年3月10日にあった時点で損失補てんをどうするかって。きょうはこの問題を論点として出しているわけですからね。

それで、中身はですね、まったく同じような形で出されているわけですよ。おそらくこれも参考になっているのかな、3月10日ですから。損失額総額が6,751万円ですね、ここは。大きいです。損失補てんの方針、一般財源の補てんは行わないものとする。これが出ています。それから当事者による補てんを基本とするが、関係者、OB、職員全体に対し

でも損失の補てんに協力を求めるものとする。これは職員関係者、OB、職員全体に対してもなっていますね、報告書は。そして、損失補てんの方策、3,336万何がしについては当事者からの補てんを基本に当時の上司などの関係者に対して協力を求める。その次にですね、残りの3,414万8,000円を小樽市職員福利厚生から職員全体としてその損失の補てんに協力する旨の寄附の申し出があり、当該寄附金を補助金返還の財源とするということで、これは議会事務局を通じてやけど、今、先ほど問い合わせましたけれども、理事会のほうでですね、何ら異議なく承認されたということで処理をされているそうです。

私はね、こういう形は私たちからどうせい、こうせいという話ではない。市長を中心としてですね、あるいは副市長を中心としてこういう考え方ですね、やっていこうという考え方がでてこないほうがおかしい。しかし、この告発文といえますかね、これには労働組合にね、2万円のかんぱを頼んだっていう話が出ていますよね。それはそれでいいでしょう。まあ、論議をしてもしょうがないからね。でも、それは事実かどうかはここでは。しかし、気持ちとしてはわかる。気持ちとしてはわかると言っているのですよ、私は。だって、ここに書いてあるから。ね、報告書に。関係者及び職員全体に対しても損失の補てんに協力を求めるものとする。で、やっぱりみんなでね、この問題は考える。武士は相身互いという言葉がある。人も相身互いです。いつ、いかなるときに自分がそうなるかわからない。私も議員でえらそうなことを言っている。しかし、私もどうなるかわからない。そして、今回の問題についてね、損害補償の保険にかたったて。何人もいます。ところが自主返納の場合はね、保険が出ないんだって。損害賠償で訴えられたら出るって。これ、どう思いますかね。なら訴えられたほうが1,000万円近く、500万円近く払わないかん人にとってはいいとなる。しかし、それをしますかね、普通。しないね、なぜか。強くないんですよ、みんな。私も含めて周りがいる。いろんな人の思いがある。もう大概でやめとけ。これ以上のことをして恥をさらすな。お前が悪かったんだ。責任はとれ。みんなですね、常識的にはそう言いますよ。腹の中ではですね、こんなことで承知できるかっていう人もいますけれど、自分だけがやるっていう形にもなかなかないでしょう。したらですね、こういうふうな方策がなされている以上は、ね。これね、調べたら小樽市は1,680人ぐらい。そうするとね、一人頭2万円の互助会からになるわけですね。そうすると3,000万円になるわけ。3,400万円ぐらいに。朝倉市の場合ね、これ1,000万円という、加算金は減免された。さっきのような理由で私はそう思っているけれども。これが2,040万円だったかな、ぐらいになるんだけど、その半分としてもね、一人頭2万円になる。で、これは総務部長、これをね、市のほうは、もう簡単でいいですよ。あなたにいろいろ問い合わせているわけじゃないから。朝倉市職員互助会っていうのがあるんです。互助会っていうのがある。で、これにね、この人たちは自主的にね、こういう話にかけて、小樽市は。何ら問題なくこれしましょうっていう話になったと。こういう考え方はね、税金から補てんするということでもない。みんなで自分たち、いつ、あす、自分がその身になる

かわからない。仲間がそういう失敗をしたんだったら、みんなで補っていこうという考え方じゃないかと思うんだけど、これを提案……あなたもそのメンバーの一人だし、市長、副市長がそれを提案するのが一番いいと思うんだけど、まあ、一般職の立場としてですね、この考え方はどう思いますか。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 今議員言われますように、今のままの規約ではいけないと思いますので、規約改正なりすれば可能かと思っておりますが、まだ急に言われましたので、また問題点があるかもしれません。十分議論したいと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 市長、やっぱり小樽はね、こういう副市長が中心になってやっているですよ、これは。副市長が中心になってやっておる、小樽のは、小樽は。問い合わせた。議会事務局を通じて。間違いない。それで、そういう考え方、あ、時間がないのでもう最後結論だけでね、こういう形でみんなで議会もですね、まったく責任がないかというたら、いっぱいあるんだね、決算委員会もあるんで、実際上はね、これを審査して指摘するなんていうのは不可能です。でも市民からみますとね、やはり議会は何してるのかという声も聞きました。私自身も議員の一人としてお前がおって何しよるかと言われました。まあ本当に弁解の仕様がなかった。もうすみませんと謝りました。今後そういうことが起こらんように、あるいは今度の問題を取り上げて頑張りますというふうにしてきょうの一般質問に至ったわけです。もう本当に自責の念でいっぱいです。

市長、この小樽市がとったような方向性についてですね、市長はどういうふうに考えるか、最後に時間がないので簡単でもいいですが、お願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今総務部長から答弁がありましたけれども、私どもも似たような市に互助会というのがございます。これはもう規約がございますので、そこあたりのいろいろな問題があるかもしれませんけれども、一つの、まあ大いに参考にすべき事例だと思っておりますし、私としてもですね、できれば職員皆さん方からの御協力をいただきたいという気持ちについてはですね、一緒であります。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 最初から私が申しましたようにですね、職員を甘やかすとかね、問題をすりかえるとかいう気持ちはさらさらありません。職員は今後も努力して頑張ってもらいたい。しかし、事が起こるということは人間です。それに対して情のあるですね、対応をしていく。これなくして職員の奮起はないし、職員の資質向上はないと、私は思っております。今後、市長を中心として、そしてまた議会、市民代表の議会、そして市民の御協力をいただきながら、朝倉市が、私どもが願うような市になることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員の質問は終わりました。
10分間休憩いたします。

午後 3 時18分休憩
